

動物の多頭飼育問題における多機関連携について

食品・生活衛生課

1 概要

近年、高齢化や核家族化等の社会の変化に伴い、飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える動物の不適切な多頭飼育が全国的に問題化してきていることから、令和3年3月、環境省が「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を作成した。

このガイドラインでは、多頭飼育問題の根本的原因には、人の福祉に関する問題があり、「社会福祉部局」、「動物愛護管理部局」等が官民を超えて連携して対応することが必要とされた。

*ガイドラインの作成には、(福)長野県社会福祉協議会の職員が検討会の委員として参加している。

2 現在の取組

(1) 多機関の連携

○チーム Tag (過去の多頭飼育問題に対応した機関で結成したグループ)

- ・ 多頭飼育問題の疑い事例等を共有し、早期発見、対策等を「社会福祉」及び「動物福祉」の観点から検討(月1回、オンライン会議)
- ・ 出席者
(福)長野県社会福祉協議会、県動物愛護管理部局(県食品・生活衛生課、保健所等)、市町村動物愛護管理関係部局、ボランティア団体、民間獣医師
- ・ オンライン会議の参加者は増加傾向、毎回複数事例を検討

(2) 勉強会の開催

○(福)長野県社会福祉協議会が主催

- ・ 関係機関の職員やボランティア団体等を対象とした勉強会の開催(2か月に1回)
「社会福祉」や「動物愛護管理」等について、多頭飼育問題の事例を通して学んでいる。
- ・ 「多頭飼育問題を考える研究研修会」の開催(令和5年2月22日)
オンライン併用により、全国(厚生労働省含む)から参加者があり、多職種多機関連携の重要性を確認した。

○県動物愛護管理部局が主催

- ・ 勉強会(連携して対応した事例紹介等)の開催
関係機関に連携の必要性を啓発

○その他

- ・ 動物愛護ボランティア団体が開催する勉強会への職員の派遣

3 今後の方針

○多頭飼育の問題の予防を目的とした多機関連携の推進

民生委員、地域包括支援センター等が訪問先で動物の飼育管理に関する問題を探知した場合、情報共有・連携して早期に課題解決に取り組むことが可能となる。